

2023年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代表者名 代表取締役 石原明彦
社 長
(コード番号 6417 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 高橋博史
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

当社等の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の詳細決定及び 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日に公表いたしました当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び当社子会社（以下、「子会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入に関して、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決議いたしました。当該決定には、本制度において本信託が取得する当社株式の取得方法について、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式の処分」といいます。）によることが含まれておりますので、併せて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 業績連動型株式報酬制度の詳細

(1) 本信託の概要

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 当社等の取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2023年8月23日（予定）

- ⑧ 金銭を信託する日 : 2023年8月23日(予定)
- ⑨ 信託の期間 : 2023年8月23日(予定)から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

(2) 本信託の設定時における当社株式の取得内容

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 株式取得資金として信託する金額 : 1,550,070,000円
- ③ 取得する株式の総数 : 270,000株
- ④ 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- ⑤ 株式の取得日 : 2023年8月23日(予定)

2. 第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分の概要

① 処分期日	2023年8月23日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 270,000株
③ 処分価額	1株につき5,741円
④ 処分総額	1,550,070,000円
⑤ 処分先	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
⑥ その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、本制度を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2023年6月29日開催の第58回定時株主総会においてご承認頂きました。(本制度の概要につきましては、2023年5月11日付「当社等の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)

本自己株式の処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、本制度の導入に際し当社及び子会社が制定する株式給付規程に基づき、3事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2023年3月31日現在の発行済株式総数66,339,100株に対し、0.41%(2023年3月31日現在の総議決権個数579,600個に対する割合0.47%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。)となります。当社としましては、本自己株式の処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(3) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業

日（2023年8月4日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である5,741円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間（2023年7月5日から2023年8月4日）の終値の平均である5,780円（円未満切捨て）からの乖離率は-0.67%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2023年5月5日から2023年8月4日）の終値の平均値である5,827円（円未満切捨て）からの乖離率は-1.48%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2023年2月5日から2023年8月4日）の終値の平均値である5,698円（円未満切捨て）からの乖離率は0.75%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式の処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）全員が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

（4）企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上